

主な施設の性質別分類例(検討部会案)

2010/2/18

#	考え方(負担割合)	施設の例
1	民間で同種のサービスが提供されている施設は、税の投入により民業を圧迫しないよう、算定基準額の全てを受益者負担とする(公費0%, 受益者100%)	忍頂寺スポーツ公園(宿泊施設)
		斎場(告別式場等)
		市民プール(レジャープール相当部分)
		ギャラリー
		庭球場(都市公園・運動広場・忍頂寺スポーツ公園)
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設は、算定基準額を行政と受益者として50%ずつの負担とする(公費50%, 受益者50%)	市民会館(ホール・会議室等)
		福祉文化会館(ホール・会議室等)
		市民総合センター(ホール・会議室等)
		男女共生センター(ホール・会議室等)
		生涯学習センター(ホール・会議室等)
		公民館
		コミュニティセンター
		いのち・愛・ゆめセンター
		運動場(都市公園・運動広場・忍頂寺スポーツ公園)
		市民体育館
		市民活動センター
		市民農園
		里山センター
		運動広場(弓道場)
		青少年センター
障害福祉会館会議諸室		
市民プール(レジャープール相当部分を除く)		
3	法律で無料とされる施設や、広く市民の利用に供する施設及び教育施設など、公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設は、算定基準額の全てを行政が負担する(公費100%, 受益者0%)	図書館
		都市公園(庭球場・運動場以外)
		文化財資料館
		キリシタン遺物史料館
		青少年野外活動センター
		川端康成文学館

今回の見直しの対象外とする方向性のもの

算定基準額を算出し難いため	墓地
	駐車場
	市営住宅駐車場
	都市公園(行為の種類に対する使用料)
施設の目的外使用に相当するものであるため	小学校・中学校・幼稚園(教室・体育館・運動場)
施設の使用料としての性質がないため	障害福祉センター(入浴、給食)
	創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等事業
	障害者デイサービスセンター
	子育て支援総合センター一時保育事業
	斎場(火葬場)
	市営葬儀
	葬祭用品